

三田市市政への市民参加推進委員会 公募委員募集要領

平成 31 年 2 月 1 日施行

1 委員の職務

市政への市民参加の手續の運用状況やその評価、制度の見直しなどを審議するほか、市民からの「まちづくり提案」に対する市長等の検討結果に不服があった場合に、市長等に対して意見を述べます。

2 委員の任期

2 年

3 公募する委員数

1 名

4 応募資格

応募することができる方は、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する方
- (2) 平成 31 年 2 月 1 日現在で 18 歳以上の方
- (3) 本市の市議会議員又は職員でない方
- (4) 他の審議会等の委員でない方

5 応募方法

- (1) 公募委員申込書に必要事項〔氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号〕と作文(テーマ:「市民参加のまちづくりについて私が思うこと」、600 字以上 1,000 字以内)を記入のうえ、募集期間内に持参、郵送、ファクス、eメールのいずれかで政策課まで提出してください。
- (2) 応募用紙は、2 月 1 日(金)から政策課で配布します。(土日祝日を除く。)本市のホームページ(<http://www.city.sanda.lg.jp>)からもダウンロードできます。

6 募集期間

平成 31 年 2 月 1 日(金)から 2 月 22 日(金)午後 5 時 30 分到着分まで
持参していただく場合は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 30 分までとします。
なお、提出された申込書は返却しません。

7 公募委員の決定

公募委員の選任は、選考委員会を設置し、応募者の作成した作文等をもとに、「三田市市政への市民参加推進委員会 公募委員選考基準」により決定します。選考結果については、すべての申込者に速やかに文書により通知します。

8 会議の公開及び開催回数等

(1) 会議の公開

会議は、公開により行います。会議録は、市ホームページに公表します。

(2) 会議の開催回数と時間等

原則として平日夜間に開催し、1回あたりの会議時間は、おおむね2時間程度を見込んでいます。

① 市政への市民参加の手續の運用状況や評価について

→原則として年1回（5月頃）

② 「まちづくり提案」に対する審議

→随時（市長等の検討結果に不服がある場合に開催します。平成29年度以降は開催ありません）

9 委員の身分と報酬

(1) 委員の身分

委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職としての身分を有します。

(2) 委員の報酬

日額3,800円（ただし、委員長は4,300円）

交通費は、原則として支給しません。

10 その他

(1) 応募資格に該当しない場合

公募委員に選ばれた方であっても、本要領4に規定する応募資格に該当していないことが判明した場合又は該当しなくなった場合は、公募委員の資格を失います。

(2) その他

本委員会の設置は、「三田市附属機関の設置に関する条例」等によります。

本委員会の公募委員になられた方は、原則として他の三田市の附属機関の委員に就任することができませんので、あらかじめご了承ください。

11 お問い合わせ

三田市地域戦略室政策課

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2-1-1

電話:079-559-5038（直通） ファクス:079-563-1366

eメールアドレス:seisaku@city.sanda.lg.jp